

広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）
向洋駅周辺青崎土地区画整理審議会運営等に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）向洋駅周辺青崎土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）の議事運営等に関して必要な事項を定める。

（審議会の招集）

第2条 審議会を招集するには、少なくとも会議を開く日の5日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合においては、2日前までにこれらの事項を委員に通知して審議会を招集することができる。

（会長及び副会長）

第3条 審議会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

（参集）

第4条 委員は、市長の招集に応じ、通知された日時及び場所に参集しなければならない。
2 委員は、事故のため出席できないときは、その旨をあらかじめ市長に通知しなければならない。

（会議）

第5条 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合においては、会長の決するところによる。
3 委員は、発言しようとするときは、会長の許可を受けなければならない。
4 会長は、議事を整理する必要があると認めたときは、委員の発言を止め、又は議事を中止することができる。
5 議事に関する動議は、2人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。
6 委員は、自己の土地等の議題に関して討議がなされる場合においては、その審議が終了するまで退席するものとする。

（会議の公開）

第6条 審議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる情報のいずれかを内容とする場合は、この限りでない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの
- (2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する

情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの

- (3) 本市の機関又は国等（国又は他の地方公共団体をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 法令の規定又は従う義務を有する国等の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報
- (5) その他審議会において、公にすることが不相当と認める情報

2 審議会の議題の非公開は、審議会に諮って定める。ただし、審議会に諮ることができないときは、会長がこれを定めるものとする。

（離席の制限）

第7条 委員は、会議中みだりに議席を離れてはいけない。

2 遅参した委員又は会議中離席、退席しようとするときは、会長にその旨を申し出なければならない。

（議事録）

第8条 議事録を調整し、会議の次第を記録する。

2 議事録には、次の事項を記録する。

- (1) 会議の開閉日時
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議事の概要

3 前項の議事録には、会長が会議において指名する委員2人が署名するものとする。

（会議開催の周知）

第9条 都市整備局青崎地区区画整理事務所長（以下「所長」という。）は、審議会の会議を開催することが決定されたときは、会議の開催案内を作成し、遅くとも会議開催日の5日前までに、次に掲げる手段により速やかにこれを公表し、会議を開催する旨を周知するものとする。ただし、会議を開催することが緊急に決定された場合は、速やかに適当な方法により周知を図るものとする。

- (1) 都市整備局青崎地区区画整理事務所（以下「事務所」という。）庁舎掲示場への掲示
- (2) 広島市公文書館の所定の場所への掲示
- (3) 広島市ホームページへの掲載

2 所長は、前項各号に掲げる手段のほか、報道機関への情報提供その他の手段により、会議を開催する旨の一層の周知に努めるものとする。

（会議要旨の公開等）

第10条 所長は、会議の終了後速やかに議事録及び会議の要旨を作成するものとする。

2 所長は公開により開催した会議の要旨を第6条第1項各号に掲げる非公開情報を除き広島市ホームページへ掲載するものとする。

3 前項のホームページへの掲載期間は、会議の要旨を作成した日から同日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、都市整備局青崎地区区画整理事務所において処理する。

(委任規定)

第12条 この規定に定めるもののほか、審議会の議事運営等に関して必要な事項は、審議会に諮って会長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月30日から施行する。